

令和3年2月吉日

お客さま各位

しずおか焼津信用金庫

1日当たりのキャッシュカード出金限度額引下げのお知らせについて

しずおか焼津信用金庫では、令和3年4月20日（火）に、下記のとおり1日当たりのキャッシュカード出金限度額（以下「出金限度額」といいます）の引下げを実施します。

本件は、高齢者のキャッシュカードによる特殊詐欺被害の防止を目的として、令和2年12月1日（火）より静岡県内の全信用金庫が静岡県警本部と連携して取り組んでいる対策になります。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、事情をご賢察の上、何卒ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

記

1. 出金限度額引下げの実施内容について

(1) 「対象となるお客さま」および「引下げ後の出金限度額」について

当金庫のキャッシュカードをお持ちで、次の条件①②のいずれにも該当する方を対象として、令和3年3月31日時点の出金限度額を以下の「出金限度額引下げ基準」に基づき引下げを行います。

<出金限度額引下げの対象条件>

- ①令和3年3月31日現在で70歳以上の個人の方
- ②令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間において、ATMでの1日の出金合計額が以下の「出金限度額引下げ基準」に該当する場合

【出金限度額引下げ基準】

令和3年3月31日時点 の出金限度額	令和2年4月1日から 令和3年3月31日における ATMでの1日の出金合計額	引下げ後の出金限度額
20万円超の口座	20万円以下の場合	<u>20万円に引下げ</u>
50万円超の口座	50万円以下の場合	<u>50万円に引下げ</u>

※出金限度額には提携金融機関のATMでの出金も含まれます。

※令和3年4月20日（火）以前に、お客さまからのお申し出により出金限度額を変更した口座についても、上記の「出金限度額引下げ基準」に該当する場合は、出金限度額の引下げ対象となりますのでご注意ください。

(2) 引下げ実施日

令和3年4月20日（火）

2. 出金限度額の引下げ実施後における同限度額の変更（引上げ・引下げ）について

令和3年4月20日（火）の出金限度額引下げ実施後に、同限度額の変更（引上げまたは引下げ）を行う場合は所定の手続きが必要となります。

ご希望のお客さまは口座のお取引店までお申出下さい。

3. 今後の出金限度額引下げの実施予定について

(1) 今後は定例により、毎年4月20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に以下に該当するお客さまを対象として出金限度額の引下げを実施します。

<出金限度額引下げ対象者>

出金限度額引下げ実行日の前月末日（3月31日）現在で70歳以上の個人の方のうち、前年度1年間（4月1日から3月31日）におけるATMでの1日の出金合計額が前述の「出金限度額引下げ基準」に該当する方

（具体例）

令和4年4月20日が出金限度額引下げの実施日となる場合、前年度1年間（令和3年4月1日から令和4年3月31日）におけるATMでの1日の出金合計額により「出金限度額引下げ基準」への該当を判定します。

(2) 次回は令和4年4月20日（水）に実施します。

4. 本件に関する問い合わせ先

本件に関するご不明点等は、口座のお取引店までお問い合わせください。

(1) お取引店の連絡先

しずしんインターネット支店

専用フリーダイヤル 0120-424-055

しずしんインターネット支店以外の店舗

当金庫公式ホームページでご確認ください。

(2) 受付時間 平日9:00～17:00

（土、日、祝日および12月31日～1月3日を除きます）

以 上

